6月2日　火曜日　朝日新聞（夕刊）
新聞定価 朝夕刊月ぎめ 3,925円(本体価格 3,738円、消費税 187円)、1部売り(税込み)朝刊 130円、夕刊 50円　第3種郵便物認可

部活中落雷

高槻市体協解散 賠償へ

資産整理で5千万円

サッカー大会中に落雷に遭い、重い障害を負った高知市の北村光寿さん(28)が、在学した私立土佐高校と大会主催者の高槻市体育協会（大阪府）を相手にした損害賠償訴訟で、同協会が破産手続きに入ることになった。資産を整理しないと、賠償金を支払えないと判断した。北村さん家族を長年苦しめた裁判は被告の「消滅」という異例の展開で決着する。

（小寺陽一郎）

母みずほさん（左）の助けを借りながら、視覚障害者用の録音再生機器を使って講義を受ける北村光寿さん＝高知市の高知短大、小寺写す

▦落雷事故をめぐる経緯▦

96年8月13日	北村さんが試合中、落雷の直撃を受ける。約2カ月間意識不明に
同10月11日	「かあさん、いだい（痛い）」と初めて発語
99年3月29日	北村さんと両親が高知地裁に提訴
03年6月30日	高知地裁が原告の請求棄却
04年4月7日	北村さんが高知県立盲学校に入学
同10月29日	高松高裁が原告の請求棄却
06年3月13日	最高裁が高松高裁に審理を差し戻す
08年9月17日	高松高裁が土佐高と高槻市体育協会に賠償命令

北村さんは96年8月13日、高槻市内の運動場で開かれた同体育協会主催、同市など後援の「高槻ユース・サッカー・サマー・フェスティバル」に土佐高サッカー部員として参加。試合に出場中、頭に落雷の直撃を受けた。

現在も両目の視力は戻らず、下半身は不自由。記憶や言語に障害が残る「高次脳機能障害」があり、言葉はゆっくりとしか話せない。

北村さんと両親は99年3月、高知地裁に提訴。一、二審は敗訴したが、最高裁判決が審理を差し戻した。昨年9月の差し戻し控訴審（高松高裁）は「落雷の危険が迫っていることを具体的に予見可能だった」と指摘し、被告側に約3億円の支払いを命じた。

障害で働けなくなったことによる逸失利益約1億1700万円や、今後の介護費用約1億2千万円などの合計金額。北村さんが生きるために不可欠な費用とされた。

被告側は負担割合を明らかにしていないが、土佐高が昨年10月に自己分を払った後も、協会の支払いは遅れた。

同協会の竹本寿雄会長らによると、企業の資本金にあたる基本財産から一部を支払った結果、それ以上の支払いが難しくなったという。年間約2300万円の補助金を受けている高槻市に予算措置を求めたが認められず、5月22日、緊急理事会で破産手続きに入ることを決めた。裁判所に破産を申し立て、資産整理に入る。竹本会長によると、解散で得られる約5千万円を賠償金に充てるという。

北村さん側には、土佐高が5月29日、協会の残額分約8千万円を肩代わりして支払っており、双方の賠償額全額の支払いは終了している。土佐高は今後、肩代わり分を協会に請求する方針でいる。

同協会は1950年に設立。25の競技団体を統括し、スポーツ大会を開いてきた。竹本会長は「歴史ある協会をなくすことは残念でならないが、現時点でできる精いっぱいの誠意だと思う」と話す。

協会が担ってきた各種大会の運営や事務の大部分は、市が引き継ぐ可能性が高い。各競技団体の作業が増え、大会運営に支障が出るなどの影響もあるとみられている。

男性、春から短大に

北村さんは今春、高知県立盲学校を卒業し、高知短大の社会科学科に入学した。倍の期間の4年間での卒業をめざしている。車いすで移動し、慣れるまでは母みずほさん(56)にノートをとってもらいながら講義を受けている。

「勉強して他人の役に立てるだけの知識や力をつけて、今度は困っている人の力になりたい」と前向きだ。

長期化した裁判を振り返り、みずほさんは「途中でやめたら何も変わらないという気持ちで続けてきた。学校災害で被害を受けた子どもたちの可能性を摘むことがないよう、教育現場は最善の努力をしてほしい」と話している。

学校災害の補償

最高で3770万円

学校の管理下で起きた災害の被害者を裁判以外で救済する制度には、独立行政法人・日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」がある。公立、私立を問わず加入でき、国、学校設置者、保護者の負担で運営されている。給付最高額は3770万円と限界があるのが現実だ。

子どもから大人まで対象の財団法人・スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」でも、補償最高額は3150万円にすぎない。

学校災害の被災者と家族らでつくる「学校災害から子どもを守る全国連絡会」（東京都）の鈴木加津美事務局長は「『安全に教育を受ける権利』を国が補償する法律の制定を」と訴える。原因究明、再発防止、補償に関し、国が一括して責任をもつという考え方だ。過去に学校災害補償法が議論された時期もあったが、制定に至っていない。